

第19回 世界会計士会議 (WCOA) ローマ大会レポート



第19回世界会計士会議 (World Congress of Accountants : WCOA) が、2014年11月10日から13日にかけて、イタリア・ローマにあるParco Della Musicaにて開催された。WCOAは、国際会計士連盟 (IFAC) が開催国の会計職業専門家団体と共催で、4年に1回開催しており、会計業界及びビジネス業界で活躍する様々な専門家をスピーカーやパネリストとして招へいし、会計職業専門家に関わる様々な事項や最近の動向等について、世界各国から集まる会計職業専門家が議論する場を提供している。今大会には、日本からの参加者100名超を含む、140か国から総勢約4,000名以上が参加し、盛大に催行された。

本稿では、主なテーマごと (開会式、公的部門の財務報告及び管理の向上、統合報告、SMP・SME、倫理、金融機関の破たんリスク、その他、閉会式) に会議の概要をレポートする。なお、紙幅の都合によりレポートしきれないセッションは割愛されていることをご了承願いたい。

1 はじめに

今大会の主題は、「2020年のビジョン：過去から学び、未来を築く (“2020 VISION: Learning the Past, Building the Future)”」であり、そのテーマに沿ったメインホールでの3つの本会議と、会場を分散しての、合計31の分科会が開かれた。また、分科会には、日本からも関川 正氏 (日本公認会計士協会 主任研究員)、加藤 厚氏 (国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) ボードメンバー、企業会計基準委員会 (ASBJ) 前副委員長)、大山 剛氏 (有限責任監査法人トーマツ リスク管理戦略センター長) がスピーカーとして参加された。

2 開会式

11月10日に開催された開会式では、イタリア当局やローマ当局をはじめ、イタリア会計士協会会長である Gerardo Longobardi氏、IFAC前会長である Warren Allen氏、今大会の Imperial Sponsorであるイタリア財務省長官 Vincenzo La Via氏による ウェルカム・スピーチのほか、ナイジェリア勅許会計士協会 (ICAN) によるアカデミックアワードの表彰やIFACゴールド・サービス・アワード (会計業界の発展に特筆すべき貢献を行った方に与えられる) の授与などが行われた。なお、IFACゴールド・サービス・アワードは、IFACの元専務理事で、国際公会計

基準審議会 (IPSASB) の議長も務め、現在は英国勅許公共財務会計協会 (CIPFA) の議長を務める Ian Ball氏に授与された。

開会式では、Warren Allen氏よりスピーチがあり、今回のWCOAの主題に関連して、会計プロフェッションとして経済の成長や安定にどのように貢献することができるのか、企業や公的部門において会計職業専門家が果たす役割をどのように拡大させ能力の向上を図ることができるのか、また、会計職業専門家の基軸である倫理や高潔性を今後も引き続き維持し高めるために何をすべきかについて考えるきっかけをWCOAが与えることを願うとし、“すべての道はローマから始まる (All roads lead from Rome)” と締めくくられた。

また、Vincenzo La Via氏によるウエルカム・スピーチの中で特に強調されていたのは、ソーシャルメディアの発展を含むIT化やグローバル化など、会計業界を取り巻く周囲の環境が劇的に変化している中で、我々会計業界についても将来を見据えた上で進むべき方向を検討する必要がある、そのためにも世代間の結び付きを強めることにより世代を超えた検討をしていく必要があるということであった。（文責：樫山 豪）

3 本会議

■11月12日 本会議2－「政府の透明性と説明責任の強化：経済発展へ向けて」

大会3日目の本会議2「政府の透明性と説明責任の強化：経済発展へ向けて」では、IPSASBの議長を務めるAndreas Bergmann氏を進行役として、公的部門の報告及び財務管理の向上の必要性や、公的部門における説明責任の改善について中国、ヨーロッパ、カナダ、ニュージーランドの取組み事例が紹介された。公的部門における報告や財務管理の向上や説明責任の改善は、グローバル経済及び金融のガバナンスに必要であるだけでなく、民主主義のレベルを一層高め、公的資源の利用に関する透明性を増大させるために必要不可欠なステップとなること等について、議論が行われた。

スピーカーの1人であるYu Weiping氏（中国財務部副部長）からは、GDP世界第2位となった中国では、社会システムの現代化が大きな改革課題であり、政治、文化、社会科学、人間行動などあらゆる局面に対して改革が実行されていること、また、

海外における経済危機がどのような原因で発生してしまったかを検証し、財政と税システムの改革に取り組んでいる等の報告があった。同時に、中国政府による公的部門に対する会計と監査の制度化の結果、公的部門には4,000万人の経理スタッフが働いており、また、25万人の会計専門家と82万の会計事務所が存在していることから、これらの取組みが、会計業界を大きく成長させるであろうとの見通しが示された。

一方、IPSASBのメンバーで欧州会計士連盟（FEE）公的部門グループの議長であるThomas Müller-Marqués Berger氏からは、ヨーロッパ諸国では、近年、経済成長が停滞する中、財政は悪化しているが、この大きな要因として考えられたのが、政府の透明性の欠如であること、特に、銀行などの民間企業に公的資金が注入された場合に、政府に対して課される説明責任についての問題提起があった。また、現在、IPSASBは公的機関に対する会計基準の制定を進めているが、これは、例えば、グローバルに活動する民間企業などに公的資金などが注入された場合には、公的機関にもグローバルに通用する会計基準が必要であると考えられるからである等の説明が行われた。

このほかに、カナダの事例も紹介された。カナダは隣の大国である米国に大きく影響されるため、「米国が風邪をひけば、カナダは真冬になる」といわれている。カナダもやはり財政赤字に陥っているが、経済危機の際には厳しい政府の財政状態の下、必要に応じて公的資金注入などが行われており、その際に求められるのは透明性を持った財務情報であり、それが首尾一貫して作成・報告

されることで、政治上での意思決定なども正しく行われるのではないかと考えているとのことであった。

また、CIPFAの議長であるIan Ball氏からは、ニュージーランドにおいて、公的機関における会計に発生主義会計を導入した事例も紹介された。発生主義の適用は、結論として、最も政府や公的機関の財政状態を適正に表示しており、国民が理解しやすいとのことであり、また、財政状態の報告だけではなく、予算でも発生主義を適用していくことも重要であること、ただし、これが浸透していくには長期的な取組みが必要であることも付け加えられた。

（文責：脇 一郎）

■11月13日 本会議3－「統合した考え方：業績改善と価値創造のカギ」

統合報告は、企業による長期的な価値創造とそれに関連するコミュニケーションについての定期的な報告書に基づき、統合思考（Integrated Thinking）が行われるプロセスである。現在、ビジネスでは、内部のパフォーマンスを駆り立て、財務資本の投資を引き付けるような企業の戦略を理解し、対話するための伝導性のあるレポーティング環境が求められている。本セッションでは、国際統合報告委員会（IIRC）のCEOを務めるPaul Druckman氏を進行役として、4名のパネリストを迎え、統合報告を推進する企業での彼らの経験が共有された。

Alexsandro Broedel Lopes氏は、ブラジルに本社を置くItau Unibanco社のCFOを務めている。Itau Unibanco社は世界で初めて統合報告を行った企業である。その統合報告書は666頁にも及び、彼はその統合報告書は1つのプロダクトであると述べ

た。また、統合報告は、企業の行動を変えることにあると力説した。

南アフリカに本社を置くGold Fields社CEOのNick Holland氏は、統合報告の生みの親といわれている。Gold Fields社は、世界最大級の採掘企業で、採掘事業は経済的、そして社会的にプレッシャーのある事業であり、社会や監督機関とのつながりを重視し、採掘事業を継続するライセンスを維持していく旨、そのような利害関係者とWin-Winな関係を築いていくための重要なツールが統合報告である旨を説明した。さらに、従来のように、採掘の後に植林をしたり、地域社会に寄付をするだけでなく、より持続的な解決が求められているため、企業価値を利害関係者と共有するアプローチが必要とされていると述べた。

Thomas Kusterer氏は、ドイツに本社を置くヨーロッパ有数のエネルギー会社であるEnBW社のCFOである。Kusterer氏は、金融破たんにより世界は変わり、それによって企業行動にも変化が求められており、統合報告は今や、優良企業の間では必須条件となってきている旨、また、統合報告は、よりよい総括的な業績マネジメントとなり、重要業績評価指標（KPI）は、中長期的な企業戦略の結果による業績を財務情報と非財務情報により測定することになる旨を述べた。

Warren Allen氏は、この統合報告及び統合思考に関して会計職業専門家がすることはたくさんあるはずだと述べた。会計職業専門家は、企業と同じく長期的な視点に立ち、企業のビジネス・モデル、企業文化、リレーションシップ、ブランド力、業界内での評判、外部環境の与える

影響をもっと理解する必要がある、また、会計職業専門家が統合報告をより理解するための教育が今後の課題となると述べた。

（文責：臼杵大樹）

4 分科会

■11月11日 分科会1-1「新しい監査報告書」

本セッションは、Michael Gewehr氏（FEE監査保証政策グループ長）を進行役として、Linda De Beer氏（国際監査・保証基準審議会（IAASB）諮問アドバイザリーグループ議長）、James Doty氏（米国公開企業会計監視委員会（PCAOB）委員長）、Philip Johnson氏（Wellcome Trust社監査委員会委員）、Dan Montgomery氏（IAASB副議長、EY Global Services社保証業務担当グローバル・ディレクター）をパネリストとして招き、投資家や規制当局、その他の利害関係者からの監査のさらなる透明性向上の要請に応えるために、IAASBやPCAOBが検討している監査報告書の新たな内容等に関する議論が行われた。

本セッションでは、既に英国で発効している監査報告書への改訂や、ヨーロッパで先日最終標準化された監査改革法案に一致させるなど、実務上可能な範囲で、監査報告書の内容を一致させる必要性が訴えられ、現行の監査報告書の様式を変更する背景や提案されている改善がもたらすメリット、適用に向けた計画、さらには今までに実施されてきた各種のコンサルティングに対して寄せられた意見等について話し合われた。

まず、前提として、2007年の金融危機を発端に会計業界を取り巻く環

境は厳しくなっており、その中でも特に会計及び監査にその原因を求める動きがあったことを挙げ、このような不満を解消するためにも監査の透明性が求められており、欧州では各国によって歩みは異なるものの、まず英国では2012年より監査報告書の内容の拡充が法制化され、また、IAASBでは2015年初頭には新しい国際監査基準（ISA）として新しい監査報告書に関する基準を確定する予定であり、同様に、PCAOBでも検討が進められてきている等の説明があった。

今後、監査人に大きな影響を与える可能性のある分野としては、監査報告書に「監査上の主要な事項（KAM：Key Audit Matter）」を記載する点である。どのような内容を記載するかについては監査人にその裁量があるが、投資家をはじめとする利用者からの要求は明確であり、他の法律などの規制により開示できない部分以外はすべてを開示することが求められていること、これらの事項を開示するメリットとしては、監査報告書が拡充されることで利用者は、監査人の視点で会社のリスクを分析することができるようになることであった。

この点、既に導入して1年が経過した英国での事例として、会社によってリスク情報の記載にばらつきが検出され、まだそのプロセスは発展途上であるが、今後は「より多くの」開示をするのではなく、「よりよい」開示をするように進めていくように心がけている等の報告があった。

また、このような監査報告書における監査上の主要な事項の開示は、例えば、監査委員会がリスクをより明瞭に把握できるという観点や、経

営者と密接な議論をして信頼を醸成できるという点などにおいて、会社にも大きな便益をもたらすと説明があった。

さらに、究極的には、監査報告書の利用者の視点を忘れてはならないこと、監査の過程を開示せずに、「これが監査結果です」と報告をするだけでは利用者の理解が得られないと考えられること、そして、被監査企業との間で監査人が既に議論をしている主要な事項についての情報を監査報告書で開示するだけであるため、経営者との議論の時間はかかるにせよ、追加のコストはさほど大きくないと考えられるとのことであった。

最後に、監査人と経営者との議論は非常に重要であると強調された。監査報告書の記載内容を拡充する目的は、監査人と経営者が対立して、監査人サイドから「この会社はリスクの高い会社である」とフラグを立てるものでは決してなく、まずは、監査人と経営者が、利用者に対して価値のある情報を提供するという目的で同一の立場にあることをお互いがよく理解する必要があるとのことであった。その上で、今回の開示の拡充は利用者たる投資家の要求であること、また、会社の作成する財務諸表に対する要求ではなく、あくまでも監査報告書に対する監査人への要求であることにつき説明することが重要であること、そのような議論は会社によって画一的になるものではなく、会社の状況に応じた対応が必要となるとのことであった。

(文責：樫山 豪)

■11月11日 分科会1－5「国際教育基準及び監査人の能力」

進行役のEduardo Ojeda氏 (Baker

Tilly CEO) より、パネリストのYoseph Asmelash氏 (国際連合貿易開発会議 (UNCTAD) 経済事務局)、Belverd E. Needles氏 (米国DePaul大学教授)、Hans Verkruijsse氏 (オランダTilburg大学教授)、Eileen Walsh氏 (国際会計教育基準審議会 (IAESB) メンバー、KPMGビジネススクール担当パートナー) の紹介があり、続いて国際教育基準 (IES) の概要の説明があった。

IESは、当初の専門能力開発 (IPD) としてIES第1号から第6号があり、継続的専門能力開発 (CPD) としてIES第7号と第8号がある。特に注目すべきなのがIES第8号であり、財務諸表の監査を担当する業務執行社員の会計職業専門家としての能力について規定されている。会計職業専門家には技術的な能力はもちろんのこと、会計職業専門家としての技量、価値観、倫理、心構え等も求められている。そこで、最初のディスカッションポイントは、監査の質を向上させるために必要な知識、技術、心構えとはどのようなものかという点に置かれた。

パネリストからは、業務執行社員に求められるものは、会計や財務、税務、法規に関する技術的な能力だけでなく、専門家としての幅広い知識や技術であること、さらに、監査計画の策定やその伝達が多様化する中で、組織の大きさにかかわらずコミュニケーション能力は非常に重要な能力であること、また、コミュニケーション能力はクライアントに対するものだけでなく、監査チームメンバー間でも必要であり、コーチングやメンタリングなど多様で幅広いスキルを獲得することも重要であるとの意見が出された。そして、財務

情報が信頼されるためには監査の質が重要であり、近年、データ分析を実施するためのIT技術の向上が必須となっているとの説明があった。この点について、オランダの例が紹介され、クラウドへの対応について学生に教育するべきとの意見が出された。さらに、内部統制の問題点を伝達するためのコミュニケーション能力の向上も必要であり、相互的なコミュニケーション能力が必須であるとの意見が出された。また、多様に変化する現在において、リサーチ力、コミュニケーション能力の向上とともに職業的懐疑心の発揮が必要不可欠であるため、教育的観点からのガイダンスを行うことの必要性について意見が交わされた。

次に、進行役のOjeda氏より、現在、125か国以上がIFRS及びISAを適用しているが、異なる文化や法制度、教育システムの下で監査が行われていること、このような環境下において、IESがどのように監査人教育の質を向上させ、グローバルに高品質な財務及び非財務報告を達成することができるかについて議論があった。

パネリストからは、IESが監査の質のベンチマークになるのではないかと意見も出された。さらに、財務報告のみにとらわれず、非財務報告の面からも考慮する必要があるとの意見が出された。そして、このIESをどのように広めていくかについては明確でないため、資格付与制度の導入や、e-learning等現実的な方法を考慮すべきとの意見が出された。また、監査の質を向上させるためのスキル獲得や職業的懐疑心の習得等には大学の役割も重要で、大学と法人とで教育すべきとの意見が出され

た。

最後に、Ojeda氏から、質の高い監査には、財務報告サプライチェーンにおける利害関係者と適切にかつ相互に十分なコミュニケーションができる監査人が必要であるが、その利害関係者とは誰であるかとの問いかけがあり、パネリストがディスカッションを行った。監査を実施する主体、それを監督する機関、そして、教育を提供する大学があるとの意見が出され、さらに、それらが相互に共同することが必要であること、また、国際化が急激に進む現在においては、対応が必要となるリスクは常に変化する状況にあるため、職業的懐疑心を常に持つべきとの意見が出され、ケーススタディから学ぶ能力を持つことの重要性、さらには、経済社会が国際化するのと同様に教育・研修方法も変化する必要があるとの意見交換がなされた。

(文責：田中久美子)

■11月11日 分科会1－6「IFRSへのコンバージェンスとグローバルな一貫性」

1つの高品質の国際的な会計基準へのコンバージェンスは、比較可能性と一貫性を確保し、国際的な財務安定性に寄与するとともに、公共の利益に資する。本セッションでは、国際会計基準審議会（IASB）議長を務めるHans Hoogervorst氏を進行役に迎え、4名のパネリストとともに、IFRSの国際的なコンバージェンスの状況について、彼らの見解を聞いた。

企業報告方針グループの議長を務めるMark Vaessen氏は、世界のIFRSのコンバージェンスの状況を説明する折に、日本の状況に触れた上、1つの国際会計基準への統合は非常に

近いところまでできていると述べた。

米国勅許財務アナリスト協会（CFAI）の財務報告政策担当ディレクターであるVincent Papa氏は、企業や経済がこれだけ国際化を果たしている一方で、投資家は異なる基準で作られた財務諸表の利益や純資産を再調整し、比較している。財務諸表の比較可能性の確保は必要不可欠であると力説した。

証券監督者国際機構（IOSCO）の第1委員会メンバーであるPatrick Parent氏は、ヨーロッパ諸国がIFRSを統一的に適用し、会計透明性を確保している状況に触れ、投資家が何を求めているかをよく理解し、会計基準に反映させていくことの重要性を説いた。

KPMG中国のパートナーであるLen Jui氏は、IFRSは原則主義であり、あらゆる場面で会計職業専門家としての判断が求められる一方で、発展途中にあるアジア諸国において、そのような判断のできる会計職業専門家が不足しており、教育面でのチャレンジが今後の大きな課題になると述べた。

(文責：臼杵大樹)

■11月11日 分科会1－11「会計士の発展：中小事務所（SMP）を通じた国際化」

本セッションでは、Mark Gold氏（FEE SMPフォーラム議長）を進行役として、中小規模企業（SME）の国際化の現況が説明され、現在、SMEは何を必要としているのか、そしてSMPはそれをどのように支援することができるのかについてディスカッションが行われた。

まず、Daniel Lanre Monehin氏（Master Card社サブ・サハラアフリカ地域会長）より、国際化したSMEのニーズについてプレゼンテーショ

ンが行われた。SMEとSMPにとっては、国際化が急激に進み、重要な影響を受ける中、SMPが信頼を得るにはどのようにすべきかについて説明があった。すなわち、急激な変化に対応するためには若い力が必要とされており、技術の発展がサービスをコモディティ化していること、そのため、報酬が低下する傾向があるが、その中においても競争力を高めていくことが重要である等の説明があった。

次に、Jelil Bouraoui氏（Jelil Bouraoui & Associates会計事務所）より、アフリカ及び中東でSMEをいかにサポートするかについてプレゼンテーションが行われた。最初にチュニジアの経済の概要と、そのような中でのチュニジアの政府機関等が果たしている役割や提供している支援についての説明が行われ、SMEが従事している事業は一般的に小規模であるため、アドバイザーとしてはSMPが好まれるとの話があり、国際化する自動車用ケーブルの製造会社に対するサポートの例が紹介された。SMEが経済を支えていることから、それをサポートするSMPが経済成長の重要なカギとなるとの意見が述べられた。

続いて、Inge Saeys氏（IFAC SMP委員会メンバー）より、ベルギーのSMPとしてサービス提供した経験からプレゼンテーションが行われた。ベルギーはGDPの85%を輸出が占めており、ヨーロッパにおける重要拠点として設立しやすい利便性を有している。したがって、ベルギーは国際的にならざるを得ない状況である。ベルギーのSMPは海外ネットワーク等を通じて、クライアントからコンタクトを受けており、口コミも多い

こと、さらに、SMPは現地の言語と知識を生かして、柔軟かつ敏速に対応し、報酬も合理的な価格であるという理由から受け入れられやすいとの説明があった。

最後にKamlesh Shivji Vikamsey氏 (Khimiji Kunverji会計事務所シニアパートナー) より、インドにおけるSMPの支援状況についてのプレゼンテーションが行われた。SMEの問題にはテクノロジーを駆使する方法もあるが、コストがかかること、この点、個人でのサービスを提供することができるSMPは優位性を持っていること、さらに、インドにおいては、政府の援助がSMEにあり、インド勅許会計士協会 (ICAI) が設置する委員会においてもSMPに対する支援が提供されているとの説明があった。また、現在、SMPはビジネスチャンスをとらえて、よりよいサービスを提供できる環境にあること、したがって、今こそチーム力、知識及びインフラを強化し、国内外のネットワークを利用して加速すべきであるとの説明があった。(文責：田中久美子)

■11月11日 分科会1-15「非営利団体による財務報告」



関川 正氏

進行役のPamela Monroe Ellis氏 (IFAC理事会メンバー、ジャマイカ会計検査院長) より、パネリストのReto Eberle氏 (スイスGAAP FER委員会常務委員会メンバー)、Luciano

Hinna氏 (イタリアTor Vergata大学教授)、関川 正氏 (日本公認会計士協会 主任研究員)、Nigel Sleight-Johnson氏 (イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) 財務報告部長) の紹介があった後、議論が行われた。

近年、非営利組織が各国で重要な役割を占めているにもかかわらず、国際的な会計フレームワークが存在していない。今回のディスカッションでは、各地域のフレームワークを用いた際の経験を各パネリストが紹介し、非営利組織の会計処理で最も困難となる部分、例えば、情報システムに関する問題、スタッフの研修、利害関係者への情報発信、報告その他の適用上留意すべき点などが議論された。

まず、英国の会計士協会が共同で行った国際調査の結果が紹介された後、英国の事例が紹介された。英国 (イングランド、ウェールズ、北アイルランド、スコットランド) では、2014年度に16万5,000の非営利団体登録があり、総売上が630億ポンド (約1,000億米ドル) の実績がある。課題としては、これらのNPOの活動及び資金供給がよりグローバルになっており、財務報告もグローバルベースが必要になってきているという点である。事実、英国におけるNPOの20%は多国籍で活動をしている。もちろん補助金提供組織も国際化している。しかしながら、現在、国際的なNPO会計基準がないことで、利害関係者に対する財務報告が不完全になっていることは否めない。

続いて、イタリアの事例も紹介された。イタリアでは、30万のNPOと100万人のボランティアが働いている。イタリアでは学会が主導して、

非営利事業体は“bilancio di missione (使命と成果)”という報告を作成することを提言した。その後、銀行保有財団（銀行の株式を保有し、その配当で公益事業を行う財団）で、“bilancio di missione”を報告することが必須となり、その実務は他のNPOにも広まっているとのことである。

日本の事例は関川 正氏から紹介された。日本において以前は、非営利セクターは政府の強い規制下であり、ボランティア活動は欧米ほど活発ではなかったが、阪神・淡路大震災でボランティア活動が大きな役割を果たしたことから、民間の自主的な公益活動への関心が高まり、NPO法の制定や公益法人改革が行われたことが紹介された。ただし、NPO会計基準については、依然として、それぞれの分野ごとに所管省庁で定められ、細分化しているのが現状であり、そのような状況を変えるための日本公認会計士協会の活動が紹介された。最後に、関川氏の個人的な意見と前置きした上で、NPO会計基準が独立した文書であるべきこと、NPOは、ほとんどが小規模であることから、最初に小規模組織向けの会計基準を検討し、大規模組織向けの基準はそれらに追加する「小規模組織を最初に考慮する」アプローチがよいと考えていると述べられた。

スイスの事例も紹介された。スイスのNPO会計基準は1980年代に制定され、NPOに関する特殊な項目は別途その中に規定されていた。その後15年かけてスイスの会計基準設定主体がNPO会計基準を制定した。その財務報告は基本的に通常の財務報告と変わらないが、資本の部分が多少異なるものとなっているということ

である。

いずれにせよ、NPO会計基準は、まだまだ成熟されているものではなく、これからグローバル視点で検討を進めていくべきものであるということや、国際的なNPO会計基準がない現状では、IFRSに加え、公的機関向けの会計基準である国際公会計基準を考慮することも有用とのメッセージがあり、パネルディスカッションは終了した。（文責：脇 一郎）

■11月12日 分科会2-4「倫理規則：行動を形成するー国際倫理規程適用上のチャレンジと向上」



加藤 厚氏

進行役のBob Franchini氏（EYイタリア パートナー）からパネリストのAnna Karmanska氏（ポーランド会計士協会倫理委員会委員長）、加藤 厚氏（国際会計士倫理基準審議会（IESBA）ボードメンバー、ASBJ前副委員長）、Ian Rushby氏（IFAC企業内会計士委員会メンバー）、Nic Van Der Ende氏（公益監視委員会（PIOB）メンバー）、Don Thomson氏（IESBAボードメンバー、グラントソントン・カナダ倫理及び独立性担当ディレクター、品質管理担当パートナー）の紹介があった後、議論が行われた。

IESBAが公表している倫理規程には、会計職業専門家の役割と責任が定義されており、当該規程は監査を実施する、又は企業で勤務している

かに関係なく、すべての会計職業専門家に適用される。本ディスカッションでは、特に、SMP及び企業等に勤務している会計職業専門家について、当該倫理規程を適用する際の課題及びその影響が議論され、直近に見込まれる改訂及びその影響が説明された。また、全世界で倫理規程がより効果的に適用されるようにするにはどうすべきかについて、活発な議論もあった。

パネリストからは、まず我々会計職業専門家にとって職業倫理は公共の利益という観点から重要視されてきていること、それゆえにマーケットから高い倫理観を持って業務をすることが期待されていることが述べられた。基本的に、職業倫理については各国ごとに、それぞれの会計職業専門家団体などにより規定されているが、職業倫理の問題は国を超え、既にグローバルに大きな影響を及ぼす要素になっているため、IESBAでは、「Code of Ethics for Professional Accountants（倫理規程）」を制定し、会計職業専門家としての役割と責任を定義しているほか、ガイドラインとなるような行動規範をIESBAが規定している旨の説明があった。

SMPの倫理に関する課題についても議論された。特に、SMPは中小企業をクライアントに持つ場合も多い。中小企業にクライアントサービスを提供する際の課題は、例えば、アドバイザリーサービスなど非監査業務における倫理観の保持があり、これはアドバイザリーサービスを提供している場合には、その結果が中小企業の経営者の意思決定に相当な影響を及ぼすためである旨、説明があった。

また、2014年11月に企業等所属の

職業会計士（PAIB）が情報の報告及び倫理規程の基本原則への違反プレッシャーに対処するための倫理規程Part C「企業等所属の会計士に関する規定」改訂案を公表している旨の説明があった。現行の倫理規程では、PAIBが誤った情報への関与をやめるステップを取ることを求めているが、その具体的なガイダンスは提供していないため、本公開草案では、問題解決のために取るべきステップとそれらのガイダンスを具体的に規定し、問題が発生した後でもPAIB自身で解決ができなかった場合取るべきステップについても規定することにしたとのことであった。そして、すべてのオプションを行使しても改善されない場合の最後の手段として、PAIBはその情報に関与することを拒否するか、所属する組織から辞職することを検討すべきであることを提案している。

同時に、PAIBが「疑いのある違法行為（NOCLAR）」に直面した際の対応についても議論された。ここではすべての会計職業専門家は、倫理規程の基本原則である、誠実性の原則及び職業的専門家としての行動の基準に準拠し、企業又は経営者が行った違法行為を是正又は未然に防止する対応をすることが求められ、状況によっては退職などの措置をとることも検討する必要があるとしている。

また、学生を含めた若い人材に対する倫理教育の重要性についても言及があった。目の前の規程や法律を整備していくだけではなく、若い人材に対する倫理教育を充実させることで、会計職業専門家としての高い職業倫理行動を、より浸透させていくことができるのではないかとこのコ

メントがあった。

PAIBに関する部分については会場からも多くの質問があり、実務上のプレッシャーにどのように対応するか、また、退職などに至ってしまった場合の経済的な課題などの質問が寄せられた。難しい課題ではあるが、結局は会計職業専門家としての倫理は守らなければならないということがパネリストからは強く主張された。

（文責：脇 一郎）

■11月12日 分科会2-5「金融機関の破たんリスクの抑制」



大山 剛氏

近年の金融機関の破たんは、金融機関、監査人、そして、監督官庁に対する公共の期待を新しいレベルへと導いている。それと同時に、新しく、かつ異なるリスクが生じ、金融機関のリスク管理に関わる技術の革新を進めこれらを管理していくことが求められている。

本セッションでは、IFACのエグゼクティブ・ディレクターのRussell Guthrie氏を迎え、有限責任監査法人トーマツのリスク管理戦略センター長の大山 剛氏を含む4名のパネリストが、この金融セクターでの利害関係者からの期待に応え、どのように金融機関における未来の破たんリスクを軽減できるかについて、それぞれのプレゼンテーションを用いて説明をされた。

イングランド銀行のPatricia Sucher

氏からバーゼル規制の説明がなされた。また、同氏は、近年、中国の金融システム問題として再び注目を集めた「シャドバンキング」についても言及した。

PwC UKのシニアパートナーであるHenry Daubeney氏は、安定性に重きを置いた規制・基準の強化や、流動化マネジメントやストレステスト態勢を整備することで、金融機関のリスクをより理解することが重要と強調した。また、会計・監査の基準が改正され、金融商品の評価、ローン損失引当金等での専門家の利用が促された点を指摘した。

オランダ銀行のPaul Cavelaars氏からは、金融機関の破たんリスクを軽減するため、起こり得るストレス事象をあらかじめ具体的に想定し、これに対する対応策を練るフォワードルッキングなリスク管理を行うとともに、新たな視点として、金融機関のビジネス・モデルの理解や、さらには、行動規範や企業文化の理解が必要となり、それらの理解に基づきリスク分析を行う必要があると述べた。

大山 剛氏からは、近年のグローバル金融規制の動向を8つのカテゴリーに分けた上で、自身の日本銀行時代の経験も踏まえながら、いかなるタイプの規制が現状の日本やアジア諸国の金融機関にとって必要で、逆にいかなるタイプのものがかえって弊害をもたらす可能性が大きいかが、説明された。また、金融機関の保有する金融資産のポートフォリオに対し、異なる規制が異なる方向のリバランス圧力を加えていることに関する説明があった。さらに、最近のグローバル金融規制の全般的インパクトに関し、よい面として、「大

きすぎて潰せない(Too Big To Fail)」、銀行がより強靱でシンプルな構造となり、さらにフォワードルッキングなリスクに焦点を当てたリスク管理強化がなされるようになったこと等を挙げ、一方で、悪い面として、グローバル規制のフレームワーク自体がより複雑化し、予期せぬ結果をもたらす可能性が高まっていること等を挙げられた。(文責：臼杵大樹)

■11月13日 分科会3-3「会計職業専門家団体の発展に向けた貢献と支援」

進行役のSylvia Tsen氏 (IFAC品質管理及びメンバー・リレーションズ担当ディレクター) より、パネリストのPaul Hurks氏 (オランダ会計士協会教育及び開発担当ディレクター)、Caroline J. Kigen氏 (会計職業専門家団体開発委員会 (PAODC) 副委員長)、Vernon Soare氏 (ICAEW基準担当エグゼクティブ・ディレクター)、及びJennifer Thomson氏 (世界銀行最高財務管理責任者) の紹介があった後、議論が行われた。

健全な公共部門及び民間部門の財務管理システムを構築することは、特に、新興国をはじめ、すべての経済圏の不可欠な目的となる。本セッションでは、政府その他の公的部門の利害関係者がこの目的を達成する際の、会計職業専門家団体 (PAO) の重要な役割について議論した。IFACのPAODCは会計専門職が経済発展に寄与することを促進しており、またIFACと支援団体 (ドナー・コミュニティ) の間で交わされた「会計の強化と協力を向上させるための覚書 (MOSAIC)」に基づき、PAOの役割を強化し、国の金融インフラの質の改善に向けて、その認知度を高め、発展に向けた手段を識別し、

知識を共有するための施策の実施に取り組んでいる。

PAOは各国の会計職業専門家団体として、業界団体の利益保持のための活動を行っており、このようなPAOを支援する活動をしているのがPAODCである。PAODCには3つの目標が設定されている。1つ目は、PAOがなぜ重要なのかを利害関係者に理解させ、PAODCがPAOを支援している理由を認識してもらうこと、2つ目は知識の共有、3つ目は、PAO支援のための様々なツールやガイダンスを公表していくことである。

3つ目のツールやガイダンスのいくつかについては、既にIFACのウェブサイトで閲覧し取得することができる。この活動は、IFACが主導しているMOSAICとも連動して行っており、各国のPAOには大きな支援になっていると考えているとのことである。

また、我々会計職業専門家の活動を強化し、最終的には経済の発展に寄与するためには、PAOは、強く、存在感のある団体でなければならず、また、我々の存在をアピールすることで優秀な若い人材を取り込むこともとても重要なことである。さらに、例えば、監査マニュアルの整備や教育教材の作成の支援をすることで、経済的に小さな国であってもPAODCがPAOをしっかりと支援することにより、その国の経済活動を支えていくことができるとのことである。これは、会計職業専門家の業務品質を保つ上で非常に重要であり、我々業界がグローバルに信頼を得ていくためには必要不可欠なことであると考えているとの説明があった。

PAOがグローバルに個々の会計職業専門家に対して、技術的、実務的

に支援することで健全な経済発展を生み出すことができる。その意味で、PAOは重い責任があると考えており、IFACは継続してMOSAICに基づきツールやガイダンスを各国のPAOに提供し続けるとのことであった。

以上のディスカッションを受け、残りの時間は質疑応答セッションとなった。質疑応答では、PAOがさらに強い存在感を示すために、例えば、会計職業専門家に対する試験に対してより影響力を行使すること、さらに大学など教育機関との強い連携も模索できるのではないかという意見もあった。PAOが強い組織になることが、経済と業界ともに利益を享受できるという共通認識を持つことが重要であるというメッセージがあり、パネルディスカッションは終了した。

(文責：脇 一郎)

5 閉会式

大会最終日である11月13日に、閉会式が行われた。閉会式では、IFAC初の女性会長となる米国公認会計士協会元会長のOlivia Kirtley氏より閉会の挨拶があった。今後、会計職業専門家として、どのような選択をし、何に挑戦し、どのような機

会を掴んでいくかが重要となるとした上で、前米国国務長官のHillary Rodham Clinton氏が出版した回顧録“Hard Choices (難しい選択)”を引用し、まずは、過去から継続している問題の解決(最近の規制の強化の動きへの対応)、新しい出来事や喫緊の脅威への対応(例えば、企業不正や金融危機など)、そして、新しい機会を掴むこと(新しい技術の利用や統合思考の導入など)が必要であり、今回のWCOAで様々な国の専門家によって議論が行われ、問題提起がなされたことを基礎として、引き続き、検討や取組みを進めていくことが重要であるとの発言があった。また、IFACの取組みの1つとして進められているPAOに対する支援に関しては、IFACが英国の国際開発庁(DFID)から受けた資金援助を用いて重点的に会計専門職や団体の機能強化に取り組む国として、ガーナ、ルワンダ、及びウガンダの3か国が発表された。最後に、ゲーテの格言である“Knowing is not enough; we must apply. Willing is not enough; we must do. (知ることだけでは充分ではない、それを使わないといけな

され、会計専門職が、引き続き、共同して新たな課題や挑戦に取り組んでいくことの重要性が強調され、閉会の挨拶が締めくくられた。

なお、IFACのセンピア・アワード(IFAC初代エグゼクティブ・ディレクターのRobert Sempier氏の功績を表して設けられた賞で、会計プロフェッションの発展に長年貢献した個人にWCOAの場で授与される賞)がアフリカ会計士連盟やケニア公認会計士協会の設立に貢献し、IFAC理事会や推薦委員会等各種委員会・審議会で約23年にわたって貢献してきたケニア出身のNdung'u Gathinji氏に授与された。最後に、次回2018年にシドニーで行われるWCOAのプロモーション・ビデオが放映され、会議は成功裏に終わった。

(文責：樫山 豪)

* WCOAの開会式等、一部のビデオがWCOAウェブサイトで一般に公開されています。ご興味のある方は、是非、ご覧ください(<http://www.wcoa2014rome.com/video.aspx>)。



教材コード J 0 1 0 0 9 7

研修コード 1 1 0 3

履修単位 1単位